

平成27年度社会保障関係予算のポイント(概要)

○ 消費税増収分(1.35兆円)等を活用し、27年4月から子ども・子育て支援新制度をスタートさせ、待機児童解消加速化プランや放課後児童クラブの充実等を推進。また、介護職員の処遇改善や基金による医療介護の基盤整備、認知症対策の充実、国民健康保険の財政対策の充実、難病対策の充実など医療・介護サービスの提供体制改革を推進。

○ 介護サービス料金(介護報酬)について、介護職員の処遇改善(月+1.2万円相当)や良好なサービスに対する加算を行いつつ全体としては引下げ、介護保険料の上昇を抑制、利用者負担を軽減(改定率:▲2.27%)。また、協会けんぽの国庫補助の見直し(国庫補助の安定化と超過準備金が生じた場合の特例措置)、生活保護の適正化を行うなど、社会保障の「自然増」を徹底して見直し。

(単位: 億円)

	26年度	27年度	26年度→27年度 増減
社会保障関係費	305,266	315,297	+10,030(+3.3%) (うち、社会保障の充実・公経済+5,826億円)
恩給関係費	4,443	3,932	▲511(▲11.5%)

(注) 社会保障関係費の26年度予算は、比較対照のため組替え掲記している。

③ 地域医療介護総合確保基金による医療提供体制改革の推進

(公費 904 億円、うち国費 602 億円)

医療介護総合確保推進法に基づく基金を活用し、病床の機能分化・連携に必要な基盤整備、在宅医療の推進、医療従事者等の確保・養成に必要な事業を支援。

(介護分野)

① 介護職員の処遇改善 (公費 784 億円、うち国費 396 億円)

介護サービス料金 (介護報酬) 改定において、月額 + 1.2 万円相当を新たに措置。これまでの取組 + 3 万円相当とあわせて + 4.2 万円相当の処遇改善を実現。

② 良好なサービスを提供する事業所等への配慮

(公費 266 億円、うち国費 135 億円)

介護サービス料金 (介護報酬) 改定において、中重度の要介護者や認知症高齢者に対して良好なサービスを提供する事業所や地域に密着した小規模な事業所に加算を行って配慮。

③ 地域医療介護総合確保基金による介護施設等の整備、介護人材の確保

(公費 724 億円、うち国費 483 億円)

医療介護総合確保推進法に基づく基金を活用し、介護施設等の整備を進めるほか、介護人材の確保に向けて必要な事業を支援。

④ 認知症施策の推進など地域支援事業の充実 (公費 236 億円、うち国費 118 億円)

認知症施策や在宅医療・介護連携の推進など地域支援事業の充実。

⑤ 介護 1 号保険料の低所得者保険料軽減強化 (公費 221 億円、うち国費 110 億円)

介護保険の 1 号保険料について、給付費の 5 割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得高齢者の保険料軽減を強化。

まず、平成 27 年 4 月より、市町村民税非課税世帯のうち特に所得の低い者 (65 歳以上の約 2 割) を対象として負担軽減 (5 割軽減⇒55%軽減) を実施。

(注) 消費税率 10% 引上げ時 (平成 29 年 4 月) において、市町村民非課税世帯全体 (65 歳以上の約 3 割) を対象として、更なる負担軽減を実施。

この介護保険料軽減の更なる負担軽減措置、低所得者への年金福祉的給付及び年金受給資格期間の短縮については、後期高齢者の保険料軽減特例を原則的に本則に戻すこととあわせて、消費税率 10% 引上げ時 (平成 29 年 4 月) に実施。

(年金分野)

○ 遺族基礎年金の支給対象範囲の父子家庭への適用拡大 (公費 20 億円 (全額国費))

遺族基礎年金の支給対象範囲をこれまでの母子家庭等に加え、父子家庭にも拡大 (26 年度から実施)。